

昭和五十四年政令第二百九十八号

土地家屋調査士法施行令

内閣は、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第五條第五項及び第五條の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（認定手数料）

第一条 土地家屋調査士法（以下「法」という。）第三條第五項の手数料の額は、四千三百円とする。

（受験手数料）

第二条 法第六條第七項の受験手数料の額は、八千三百円とする。

（土地家屋調査士試験委員）

第三条 土地家屋調査士試験委員は、非常勤とする。

（法第六十三條第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）

第四条 法第六十三條第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号））第二條第四項に規定する農地中間管理機構をいう。第七号及び第十五号において同じ。又は土地改良法第九十五條第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三條に規定する資格を有する者
二 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）による土地改良第一項第三号の規定による地籍調査、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業、土地区画整理組合又は同法第三條第一項若しくは第三項の規定による施行者
四 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）による新住宅市街地開発事業、同法第四十五條第一項の規定による施行者

五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第九十号）第二十八條第一項第一号、第二号及び第四号の事業、独立行政法人空港周辺整備機構
六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業、市街地再開発組合又は同法第二條の二第一項若しくは第三項の規定による施行者
七 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七條各号に掲げる事業、農地中間管理機構
八 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七條第一項第一号又は第二項第三号に規定する事業、農住組合
九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業、防災街区整備事業組合又は同法第九十九條第一項若しくは第三項の規定による施行者
十 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）第十三條第一項第四号の事業、国立研究開発法人森林研究・整備機構
十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十三條第一項第一号から第六号まで及び第四項の事業、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
十二 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十二條第一項第一号から第四号まで及び第三項の事業、独立行政法人水資源機構
十三 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第九十号）第十一條第一項第一号から第十六号まで、第二項第一号、第二号及び第五号から第七号まで並びに第三項の事業、独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三條第一項、都市再開発法第二條の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第九十九條第一項の規定による施行者である場合を除く。）
十四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第九十号）第十二條第一項第一号及び第二項第一号の事業、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
十五 農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第三項に規定する農地中間管理事業、農地中間管理機構

附則

（施行期日）
1 この政令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

（国立研究開発法人森林研究・整備機構に関する特例）
2 国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第八條第一項及び第十條第一項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四條第十号中「第十三條第一項第四号の事業」とあるのは、「第十三條第一項第四号並びに附則第八條第一項及び第十條第一項の事業」とする。（独立行政法人都市再生機構に関する特例）
3 独立行政法人都市再生機構法附則第十二條第一項及び第十四條第一項の規定により独立行政法人都市再生機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四條第十号中「第三項の事業」とあるのは、「第三項並びに附則第十二條第一項及び第十四條第一項の事業」とする。（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する特例）
4 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第九十二号）第二十三條第一項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が同項の業務を行う場合には、第四條第十四号中「第二項第一号の事業」とあるのは、「第二項第一号並びに日本道路公団等民営化関係法施行法第二十三條第一項の事業」とする。

- この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附則（昭和六〇年七月二日政令第二二一号）
この政令は、昭和六十年七月十八日から施行する。
附則（昭和六二年三月二日政令第三六号）
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則（平成三年三月一五日政令第三三三号）
この政令は、平成三年四月一日から施行する。
附則（平成五年七月三〇日政令第二七一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成五年八月二日）から施行する。（土地家屋調査士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律附則第三條第二項の規定により同項に規定する旧農地保有合理化促進事業の実施について従前の例によることとしている間は、前条の規定による改正後の土地家屋調査士法施行令第四條第一号中「農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四條第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立されたもの」とあるのは、「農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四條第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立されたもの、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の際現に存する同令第二條の規定による改正前の農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号。以下「旧農地法施行令」という。）第一條の三に規定する同法第三十四條の規定により設立された法人（以下「旧農地保有合理化民法法人」という。）」と、同令第七号中「農地保有合理化法人であつて、民法第三十四條の規定により設立されたもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合）又は旧農地保有合理化民法法人（農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律（平成五年法律第七十号）第二條の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三條第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業にあつては、当該法人又は旧農地法施行令第一條の三に規定する農業協同組合）」とする。

- 附則（平成六年三月一八日政令第四九号）

